

# 武蔵野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 ～先生いきいきプロジェクト 3.0～【案】

## 1 計画改訂の趣旨

児童・生徒の健やかな成長を支える質の高い学校教育を推進するためには、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要である。

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割も拡大する中、学校において教員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねているところである。一方で、教員の長時間労働の実態が明らかになっており、このことは児童・生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、児童・生徒と向き合う時間の確保等、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

武蔵野市教育委員会では、平成 28 年度より、教員一人一人の心身の健康保持・増進と、教員が担当する校務の改善を図り、児童・生徒と向き合う時間を確保していくことを目指し、教員の多忙化解消に向けた取組である「先生いきいきプロジェクト」を推進し、教員の働き方改革に取り組んできている。

平成 30 年 2 月、東京都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、区市町村教育委員会が、地域の実情や所管する学校の実態を勘案しながら、取組方針や具体的な取組内容、取組に関する検証等を盛り込んだ教員の働き方改革に関する実施計画を策定することを求めた。そこで、平成 30 年 6 月、当面の目標として「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」を設定し、「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」を策定した。また、国から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、区市町村教育委員会においても教師の勤務時間の上限に関する方針の策定が求められたことから、令和元年 10 月に働き方改革推進実施計画に位置付ける改訂をした。

「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト 2.0～」にて、業務改善の推進や教員を支える人員体制の確保等を進め、時間外在校時間の短縮等、一定の成果を得てきた。

第四期武蔵野市学校教育計画の実現には、質の高い教育活動を支える環境整備が必要となる。そのためには、学校現場における「働きやすい職場づくり」と「働きがいを感じる風土づくり」を両輪とした働き方改革の一層の推進が求められる。児童・生徒の育ちを最前線で支える学校と、教育委員会事務局が協力し、よりよい教育環境を整えていくために、本計画を改訂する。

## 2 本市の現状

「先生いきいきプロジェクト 2.0」の取組を検証するため、東京都教育委員会の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム(令和 6 年 3 月)」の成果指標及び「令和 7 年度学校における働き方改革の進捗及び今後の展開について」に示された東京都の実態と本市の実態を比較し、現状把握を行った。

(1) 教員(校長・副校長含む)の時間外在校時間、有給休暇取得日数の推移

① 1か月の時間外在校時間が45時間超の教員の割合

	令和3年度	令和6年度	令和7年度	東京都 令和7年10月
小学校	42.6%	27.0%	16.6%	33.8%(目標値0%)
中学校	40.6%	34.0%	29.0%	47.7%(目標値0%)
【参考】○令和7年度特に時間外在校時間が45時間を超える教員の割合が多かった月 小学校= 4月 42.9% 5月 35.1% 中学校=10月 44.3% 4月 42.9%				

② 一人当たりの1か月の時間外在校時間の平均

	令和3年度	令和6年度	令和7年度
小学校	41時間57分	33時間17分	27時間53分
中学校	42時間23分	38時間42分	34時間53分

③ 教員(管理職等含む)の1年当たり年次有給休暇取得日数

令和6年度	東京都 令和6年度	令和7年度
16.1日	16.4日(目標値20日)	14.6日

○ これまでの取組により、着実に時間外在校時間の削減につながっている。一方で、1年間を通じて45時間以下というわけではなく、時期によっては多くの教員が勤務時間外労働に従事している。年度当初(4、5月)や行事の多い時期(10月)に業務が集中している

○ 年次有給休暇取得日数については、15日程度に留まり、目標値である20日には達していない。

(2) 仕事の裁量度と職場の支援に関する健康リスク値(ストレスチェックの結果より)

ストレスチェックの「職業性ストレス分析レポート」から「量的負担」と「裁量度」の数値について全国平均を100として相対的に算出した健康リスク値。高いほどストレスが高いことを示す。

	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度 (東京都)
仕事の裁量度	105.5	104.5	103.0	101(目標値100以下)
職場の支援	85.1	77.8	80.6	97(目標値100以下)

○ これまでの取組により、健康リスク値は低下してきている。

○ 仕事の裁量度についての健康リスク値は、東京都よりやや高い数値となっている。また、目標値である100以下には達していない。

○ 職場の支援体制に対する意識(同僚性)に対する肯定的回答率が非常に高く、健康リスク値は目標値

を上回っている。また、東京都と比較しても高い。

(3) 仕事に対するやりがい

① 児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合

令和7年度市立小・中学校の学校評価(教職員アンケート) 「校務改善や見直しにより、 子どもと向き合う時間が増えた」の肯定的回答率の学校分布	東京都 令和7年度 上記質問の回答率
81～100%…3校(小学校2校、中学校1校) 61～80%…4校(小学校3校、中学校1校) 41～60%…5校(小学校5校) 20～40%…4校(小学校1校、中学校3校)	47.5% (目標値80%以上)

② 教員としての仕事そのものについての満足度

令和5年度武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査 「今の仕事にやりがいや充実感を感じていますか」に対して 「よく感じている」「感じる時もある」の割合	東京都 令和7年度 上記質問の回答率
小・中学校の教員の合計 「よく感じている」41.2% 「感じる時もある」51.4%	69.1% (目標値80%以上)

○ 仕事のやりがいに対する肯定的回答率が非常に高く、東京都と比較しても高い。また、目標値も上回っている。

○ 子どもと向き合う時間が増えたと感じる教員は、学校ごとのばらつきが大きい。

(4) 現状分析

○ 授業、学校行事、会議、研修等があるが、代替人員の不足により、休暇取得の妨げになっていることがある。

○ 特定期間の業務集中を緩和できておらず、業務過多、教員が自分で仕事を調整できない状況がある。そのために教員が本来やりたい「子どもと向き合う仕事」に十分な時間を割けていない。このことから校務改善が教員の本務である子どもと向き合う時間につながっているとの実感は薄いと考えられる。

○ 職場の支援は改善しているものの、学校によって校務改善の進度に差があり、改善が均等に進んでいない。

○ 教育活動が教員のやりがいに依拠し、やりがいはあるが、業務過多が満足度を押し下げている可能性があり、仕事と仕事以外の生活のバランスについて、これまで以上に注視する必要がある。

3 計画期間

令和8年度～12年度(5か年)

## 4 目標と効果測定方法

【参考】文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和7年9月)」より

目標 ○1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合=100%

○1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間=30時間程度

○1年間の時間外在校等時間=360時間以下

○可能な限り教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

### (1) 柱Ⅰ 働きやすい職場づくり

#### ① 時間外在校等時間について

(ア) 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合=100%

(イ) 1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間=30時間程度

(ウ) 1年間の時間外在校等時間=360時間以下

効果測定方法=校務支援システム(本市=校支援)による把握

#### ② 業務への負担・支援について

(ア) 教職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値=90以下

(イ) 教職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値=80以下

効果測定方法=毎年実施するストレスチェックによる把握

#### ③ ライフ・ワーク・バランスについて

(ア) 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度(満足している教員の割合)=80%

(イ) 教員(管理職含む)の1年当たり年次有給休暇取得日数=20日以上

(ウ) 男性教員(管理職含む)の育児休業取得率=50%以上

効果測定方法

(ア)=東京都教育委員会が実施予定のアンケート結果による把握

(もしくは学校評価の自己評価に係る教職員アンケートにて把握)

(イ)(ウ)=校務支援システム(本市=校支援)による把握

## (2) 柱Ⅱ 働きがいを感じる風土づくり

### ① 仕事に対するやりがいについて

(ア) 授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合=80%以上

(イ) 児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合=80%以上

(ウ) 教員としての仕事そのものについての満足度(満足している教員の割合)=80%以上

効果測定方法=東京都教育委員会が実施予定のアンケート結果による把握

(もしくは学校評価の自己評価に係る教職員アンケートにて把握)

## 5 取組事項と担当課

### (1) 留意点

- 先生いきいきプロジェクト2.0の取組内容を「働きやすい職場づくり」「働きがいを感じる風土づくり」の観点から分類・整理し、新たな取組や拡充する取組等を検討する。
- 文部科学省が示した「学校と教師の業務の3分類」や、東京都教育委員会の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム(令和6年3月)」等の内容を踏まえる。
- 検討に当たっては、教育職員のサービスの監督業務に実際に携わる指導課を中心に、教育部他課が関わる取組や、市長部局や関係機関と連携が必要な取組についても明らかにする。
- 本取組による教育委員会事務局内の働き方改革を進めるなど、働き方改革を図る一連の取組が業務の増加につながらないよう留意する。

#### 【参考】「学校と教師の業務の3分類」

文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和7年9月)」より

#### (1) 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

#### (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
- ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ③ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ④ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑤ 校舎の開錠・施錠
- ⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑦ 校内清掃
- ⑧ 部活動

#### (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ① 給食の時間における対応

- ② 授業準備
- ③ 学習評価や成績処理
- ④ 学校行事の準備・運営
- ⑤ 進路指導の準備
- ⑥ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

## (2) 具体的な取組

### 柱Ⅰ 働きやすい職場づくり

#### ① 業務の効率化と教職員の負担軽減

##### (ア) 市教育委員会への提出書類や調査の簡略化・一元化の推進

- ㊦ 各種調査の精選、電子申請の推進(新規)【指導課】【教育部全課】【市長部局】
- ㊧ 共有フォルダ等による教育委員会事務局の各種調査の共有・活用(新規)【指導課】【教育部全課】
- ㊨ 各種申請書式の統一に向けた調整(新規)【指導課】【教育部全課】
- ㊩ 教員の校務用 PC (MSIS) と市の業務 PC (内部統合 PC) の連携方法の検討(新規)【指導課】
- ㊪ 会計年度任用職員等の人材情報(採用要件、業務内容等)の一覧化(継続)【指導課】

##### (イ) 教育 DX の推進

- ㊫ 生成 AI や AI 教材、デジタル採点システム等の活用、ペーパーレス化による校務の効率改善、教育活動の質の向上(新規)【学校】【指導課】
- ㊬ 安全管理と業務効率化を図る教員用スマートフォンの導入検討(新規)【教育企画課】【指導課】
- ㊭ 宿泊行事等におけるオンライン診察の活用(新規)【指導課】【教育支援課】【学校】
- ㊮ 会計年度任用職員の勤怠等管理業務のデジタル化検討(新規)【指導課】【教育支援課】【市長部局】
- ※市の第8次総合情報化計画(令和8~12年度)の検討と併せて行う
- ㊯ 学校施設使用登録団体による学校施設使用の電子申請(新規)【生涯学習スポーツ課】
- ㊰ 学校図書館と図書館の共有システムの検討(新規)【指導課】【図書館】
- ㊱ オンラインやリアル等を組み合わせた委員会や説明会の工夫(拡充)【教育部全課】
- ㊲ 学校徴収金管理システムや電話応答メッセージ対応の活用(継続)【教育企画課】【指導課】

#### ② 施設管理業務の教員以外への業務委託

##### (ア) 教員以外の学校関係者による学校の錠錠、朝の見回り・点検の検討(新規)【教育企画課】

##### (イ) 教員以外の学校関係者によるプール管理の検討(新規)【教育企画課】

③ 学校を支える人員体制の拡充

(ア) 教員の授業準備や校務の支援

- ㊦ エデュケーション・アシスタントによる担任業務の補佐の検討(新規)【指導課】
- ㊧ 市講師の運用範囲の検討(特別支援学級・特別支援教室・チャレンジクラス)(拡充)【指導課】
- ㊨ 小学校教科担任制の推進(拡充)【指導課】【学校】
- ㊩ 学習指導補助員やICTサポーターによる授業支援(継続)【指導課】
- ㊪ スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐の配置・拡充(継続)【指導課】
- ㊫ 地域コーディネーターや開かれた学校づくり協議会による地域人材の紹介・調整(継続)【指導課】
- ㊬ スクール・ロイヤーによる対応困難な事例への相談(継続)【指導課】
- ㊭ 教員業務のスクール・サポート・スタッフや副校長補佐、エデュケーション・アシスタントへの移管の推進(継続)【学校】

(イ) 児童・生徒の学びや育ちの支援

- ㊮ 市派遣相談員やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーによる相談体制充実(継続)【教育支援課】
- ㊯ 特別支援学級の介助員、家庭と子どもの支援員、ティーチング・アシスタント等による支援(継続)【教育支援課】
- ㊰ 市長部局や関係機関との連携(子ども家庭支援センター、警察、子どもの権利擁護センター)  
(継続)【指導課】【市長部局】【関係機関】

(ウ) 部活動の地域展開と教員の負担軽減、生涯学習分野との連携・発展

- ㊱ 希望教員による部活動指導員の兼業推進(新規)【指導課】【生涯学習スポーツ課】【文化生涯学習事業団】
- ㊲ 部活動指導員の配置と地域展開(拡充)【指導課】【生涯学習スポーツ課】【文化生涯学習事業団】
- ㊳ 拠点校部活動の推進と地域展開(拡充)【指導課】【生涯学習スポーツ課】【文化生涯学習事業団】
- ㊴ 部活動コーディネーターの配置(継続)【指導課】【生涯学習スポーツ課】【文化生涯学習事業団】

④ 教職員や市職員の意識改革や職場環境の改善

- (ア) 教育委員会事務局の定期的な学校訪問による学校現場の状況把握と教育部全課をまたいだ「働き方改革タスクチーム」による取組状況の共有(新規)【指導課】【教育部全課】
- (イ) 委員会や説明会の開催時期や開催時刻、開催方法の工夫(新規)【教育部全課】【学校】
- (ウ) 教員の柔軟な働き方推進(テレワーク、時差勤務、男性の育休取得等)(拡充)【学校】【指導課】
- (エ) 在校等時間の見える化(タイムレコーダーや東京都ダッシュボード活用)(拡充)【学校】【指導課】

- (オ) 教育活動の準備とメリハリのある休暇取得推進(学校閉庁日の設定、開校記念日や都民の日の扱いの工夫、管理運営規則の見直し検討)(拡充)【指導課】【学校】
- (カ) 教職員の相談体制づくり(衛生委員会の開催、在校等時間に応じた産業医面談、東京都の事業の活用(教職員アウトリーチ型相談事業や新規採用教員メンター等))(拡充)【学校】【指導課】
- (キ) 働き方改革の目標や進捗等の見える化(学校経営方針への明記、進捗管理、学校評価による振り返り、自己申告書等へのライフ・ワーク・バランス推進に向けた目標の設定)(拡充)【学校】
- (ク) 保護者・地域への協力依頼(開かれた学校づくり協議会での熟議、保護者への周知、中央図書館等市の施設や広報物を活用した情報発信)(拡充)【学校】【指導課】【図書館】【市長部局】

## 柱Ⅱ 働きがいを感じる風土づくり

### ① 学校裁量予算の拡充や柔軟な運用

- (ア) 学校の特色や実態を生かした市講師や学習指導補助員等の配置(継続)【指導課】【学校】
- (イ) 学校施設の修繕や環境改善等に関する学校との連携(継続)【教育企画課】【学校】

### ② 学校の特色を生かした教育課程の編成

- (ア) 授業時数特例校や調整授業時数制度の検討(新規)【指導課】【学校】
- (イ) 学校の教育目標実現に向けた、授業時数や教育活動の精査と工夫(継続)【学校】【指導課】
- (ウ) 開かれた学校づくり協議会と連携した、持続可能な形での学校や地域の特色を生かした教育活動の推進(継続)【学校】【指導課】

### ③ 教員の専門性向上とやりがい支援

- (ア) 図書館から教員への授業研究のための資料提供(新規)【図書館】
- (イ) 教育アドバイザーや指導主事による講義型から伴走型への教員研修の見直し(拡充)【指導課】
- (ウ) 市講師や臨時的任用教員の育成支援や研修の実施(拡充)【指導課】
- (エ) 都認定団体や民間団体の研究発表会等参加費の補助(継続)【指導課】

※(新規)は本計画にて、新たな取組として取り組む、あるいは取組を検討するもの  
 (拡充)は「先生いきいきプロジェクト2.0」の実施期間に推進した取組をさらに充実するもの  
 (継続)は「先生いきいきプロジェクト2.0」の実施期間に推進した取組  
 ※【 】内は、主な担当。複数掲載している場合は、先頭に記載した担当が主担当として推進する。

## 5 計画の進行管理

- 市立小・中学校では、本計画に基づく働き方改革の取組について、学校経営方針に示す。その際、開かれた学校づくり協議会で説明・承認を得るとともに、学校評価の結果に基づいて学校運営の改善を図る。
- 柱Ⅰ、Ⅱに（新規）と示した内容については、担当課内での検討に留まらず、教育課題研究開発校等と連携して試行するなど、学校の実態に即した取組となるよう段階を踏むことも検討する。
- 市教育委員会では、柱Ⅰ、Ⅱに関する取組状況や効果測定結果について、毎年度、市ホームページ等で公表するとともに、総合教育会議に報告し、市長部局との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる。
- 第五期武蔵野市学校教育計画（令和12年度～16年度）の策定に合わせて次期計画（先生いきいきプロジェクト4.0（仮称））へ更新する。ただし、効果測定結果を踏まえ、計画期間中も取組の改善を図る。